

山武市プロモーション動画制作等業務委託
プロポーザル実施要領

令和3年7月

山武市 総合政策部秘書広報課

「山武市プロモーション動画制作等業務委託」

プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、20代～30代の子育て女性層に向けて山武市（以下「本市」という。）の人や自然、生活環境、歴史文化などの様々な魅力を広く発信し、本市の認知度の向上や市外からの移住定住を促進するため、山武市プロモーション動画を委託により制作するものである。

当該事業を効果的に実施するためには、映像制作及び発信等専門的知識やノウハウを取り入れる必要があり、委託事業者の選定について、企画提案を求め、その内容及び能力等を総合的に比較し、公募型企画提案（プロポーザル）方式により最も的確と判断されるものを選定することとし、その方法等を以下のとおり事項に定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

山武市プロモーション動画制作等業務委託

(2) 業務内容

別紙「山武市プロモーション動画制作等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務履行期間

契約日の翌日から令和4年3月31日まで

(4) 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む）

金 3,262,600円

但し、この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定額を示すものではないことに留意すること。

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式

(6) 事務局【問合せ及び書類提出先】

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

山武市総合政策部秘書広報課広報係

TEL 0475-80-0152

FAX 0475-82-2107

電子メール :hishokoho@city.sammu.lg.jp

3. 応募資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 山武市競争入札有資格者名簿に登載されている者

(2) 山武市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年山武市訓令第40号)に基づく指名停止措置を受けていない者

(3) 山武市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成18年山武市告示第27号)に定める暴力団排除措

置要件に該当しない者

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ② 対象業務の6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 千葉県及び千葉県と隣接する茨城県、埼玉県、東京都に本社を有する、又は、山武市内に受任地を有すること
- (6) 自治体プロモーション動画制作業務委託を受託し、完了した実績を有すること。

4. スケジュール

内容	期日
募集告知開始	令和3年7月5日(月)から
質問書受付期間	令和3年7月5日(月)～7月7日(水)午後4時
質問書回答	令和3年7月15日(木)
参加表明書受付期間	令和3年7月15日(木)～令和3年7月21日(水)午後4時
参加資格確認結果通知	令和3年7月29日(木)
企画提案書提出期間	令和3年7月30日(金)～令和3年8月6日(金)午後4時
書類審査結果通知 【参加6者を超えた場合のみ】	令和3年8月19日(木)
プレゼンテーションおよびヒアリング	令和3年8月24日(火) 予定
審査結果通知	令和3年8月31日(火) 予定

5. 応募手続き

- (1) 応募関係書類の公表、配布

令和3年7月5日(月)に、山武市ホームページに掲載

- (2) 入手方法

山武市ホームページ(<http://www.city.sammu.lg.jp>)からダウンロード

- (3) 配布書類

- ・ 山武市プロモーション動画制作等業務委託プロポーザル実施要領(本書)
- ・ 山武市プロモーション動画制作等業務委託仕様書
- ・ 参加表明書(様式1)
- ・ 事業所概要説明書(様式2)
- ・ 同類業務実績(様式3)
- ・ 質問書(様式4)
- ・ 辞退届(様式5)

- ・企画提案書表紙(様式6)
- ・業務工程表(様式7)
- ・見積書(様式8)

6. 質問及び回答

本要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問書(様式4)を次の方法で提出すること。次により行うこと。なお、本プロポーザルについて説明会は開催しない。

(1) 受付期間

令和3年7月5日(月)～7月7日(水)午後4時まで

(2) 提出方法

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。

- ① 電子メールで、質問書を提出すること。
- ② 質問書様式は任意とし、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- ③ 電子メールの送付先は、次のとおりとすること。
山武市総合政策部秘書広報課アドレス hishokoho@city.sammu.lg.jp
- ④ 件名は「山武市プロモーション動画制作等業務委託に係る質問」とすること。
- ⑤ 電子メール送付後、事務局へ電話にてメール到達確認をすること。

(3) 回答方法

令和3年7月15日(木)午後5時(予定)までに、提出された質問書に対する回答は、本プロポーザルへの参加を認められた者全員に電子メールにて、質問内容とともに回答する。

7. 参加表明

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

参加表明を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する提出期間内に参加表明書を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。また、参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出するものとする。

(1) 提出期間

令和3年7月15日(木)～7月21日(水)午後4時(必着)まで

※持参の場合は、土日及び平日17時～9時の時間帯は除く。

(2) 提出書類

下記書類を提出期限までに各1部ずつ提出すること。

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 事業所概要書(様式2)
- ③ 同類業務実績(様式3)

(3) 提出先及び提出方法

山武市総合政策部秘書広報課広報係あて 持参又は書留郵便等の確実な方法によるものとする。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和3年7月29日(木)午後5時までに参加申請書記載の電子メールアドレス宛てに結果を通知する。なお、参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合は、書類審査を行い、企画提案書の提出者を上位5者まで選定する。

(5) 参加資格の喪失

参加資格確認結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルに参加することができないこととする。

- ① 参加資格の要件を満たさなくなったとき
- ② 参加表明書に虚偽の記載をしたとき

8. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書は仕様書に準拠した提案内容とし、次の方法で提出すること。

(1) 提出期間

令和3年7月30日(金)～8月6日(金)午後4時まで(必着)

※持参の場合は、土日及び平日17時～9時の時間帯は除く。

(2) 提出書類

提出書類の種類及び部数は次のとおりとする。

番号	提出書類	様式	特記事項
①	企画提案書表紙	様式6	
②	同類業務実績	様式3	要領3(6)
③	業務実施体制	任意様式	業務分担及び人員配置を明確にすること
④	企画提案書	任意様式	枚数等の制限は定めない 本業務の取組方針及び本業務の取組みにあたっての 自社の強みやノウハウを明確に記載すること
⑤	業務工程表	様式7	様式7に準拠した任意様式でも可とする
⑥	見積書	様式8	内訳を必ず記載すること

上記①～⑥を10部(代表者印押印の原本1部、写し9部)と電子媒体(CD-R)

【留意事項】

- ・ 提出書類については、①から⑥を順序で製本し、インデックスを付け、A4版両面印刷で10部(正本1部、副本9部)提出すること。(審査の公平性、透明性等を確保するため、提案者が特定できる企業などの情報は記載不可)。正本及び副本の内容は全て同一とするが、副本への押印は省略で可とする。図などA3版の折り込んでも構わない。
- ・ 企画提案書は、別添「山武市プロモーション動画制作業務委託提案評価基準」の評価項目及び評価基準に基づき作成することとし、提案内容の特徴・強みなどについて、分かりやすく記述すること。

- ・ 表紙を除く各ページにページ番号を記入すること。
- ・ 提出書類と同じ内容を保存した電子媒体（CD-R）を提出すること。
- ・ 審査の公平性、透明性等を確保するため、提出書類1～6については、1部を正本とし、法人名等が記載されたものとし、残りの9部は法人名等を記載せずに提出すること。

（3）提出方法

山武市総合政策部秘書広報課広報係あて 持参又は書留郵便等の確実な方法によるものとする。

9. 提案内容ヒアリング等の実施

10.（5）「山武市プロモーション動画制作等業務委託提案評価基準」に基づき、業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公正に決定するため、山武市プロモーション動画制作等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置、企画提案書評価やヒアリングにより総合的に審査する。

（1）ヒアリング日時

令和3年8月24日（火）予定（詳細は決まり次第別途通知する）。なお、ヒアリング順番は、企画提案書の受付順とする。

（2）ヒアリング会場

本市の指定する場所（詳細は決まり次第別途通知する）

（3）ヒアリング要領

- ① プレゼンテーション及び質疑を実施する。
- ② 当日の説明は、予め提出した提案書を使用すること。
- ③ 審査の公平性、透明性等を確保するため、社名等が委員会の委員に分からないようにすること。
- ④ 業務を受託した場合に、本業務の責任者及び担当となる予定の者を出席させること。

（4）ヒアリング時間

- ① プレゼンテーション 20分以内（準備、片付けの時間含む）
- ② 質疑応答 10分以内

（5）その他

次の事項に留意事項。

- ① プレゼンテーションに必要な機器類（PC、プロジェクター、OAタップ、スクリーン等）は提案者が用意すること。出席者は新型コロナウイルス感染症予防を念頭に、最大3名までとする。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の状況等によっては、企画提案プレゼンテーションによる審査を行わず、各選定委員による書類審査形式となる場合もある。

10. 受託候補者選定の方法等

（1）選定は、本市が設置する「審査委員会」において、下記評価基準に基づき、企画提案書等により審査する。

（2）審査後、得点上位の提案者から順位付けをし、最高合計評価点を獲得した者を優先交渉事業者と

して選定する。なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低い者を第1位として選定する。
ただし、審査委員会における合計得点が満点の6割未満である場合は、選定しない。

(3) 優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点のものと交渉する場合がある。

(4) 企画提案方式による契約予定者の選定について、公正性及び透明性を高めるため、市ホームページに結果を公表するものとする。なお、審査結果についての異議申し立てには、一切応じない。

(5) 評価基準

	項目	評価基準	配点
1	業務遂行能力(業務実績、業務実施体制、業務責任者、業務担当者のプロフィール等)	①本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。 ②本業務について、円滑かつ確実に業務遂行するための適切な人員配置及び役割分担がされているか。 ③本業務と同種または類似する業務実績がある業務責任者が本業務に従事することができるか。責任者の他、担当者は何名配置しているか。 ④本業務を遂行するにあたり、積極的に地域を知り、地域に入り込むコミュニケーション能力など、業務担当者の経験は十分か。	40
2	業務スケジュール(業務工程表)	本業務の全体像をイメージし、具体的かつ実現可能な工程計画予定表となっているか。	10
3	企画提案内容	①本業務の目的・企画を理解し、最大限の効果が得られる提案となっているか。 ②知名度不足を解消するための提案、取材や編集の手法、内容は実現性、実効性があるか。 ③子育て層の移住定住促進及び自然、歴史文化など具体的な市の魅力発信の提案となっているか。 ④市からの問い合わせに対する体制について、十分な体制となっているか。 ⑤動画完成後の発信方法が具体的に示されているか。 インフルエンサーなど活用した発信方法等、発展性・拡散性のある提案が示されているか。	50
4	アピール	独自性のある企画提案となっているか	10
5	見積金額		10

11. 契約に関する事項

(1) 山武市財務規則(平成18年山武市規則第52号)に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 支払いの条件

- ① 前払金は支払わない。
- ② 支払い方法は、本市と受託者が協議の上で、契約書で定める。
- ③ 支払いは、契約書に基づいて支払う。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、提案書に記載されている事項とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、又は、業務実施体制が著しく変更する場合は、受託候補者としての資格を取り消すことがある。

12. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（様式任意）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (4) 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。
 - ① 提案書の提出期限に遅れた者
 - ② 審査委員会によるヒアリングに遅れた者
- (5) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加表明書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 参加表明書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (7) 参加表明書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加表明書等を公開する場合がある。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (9) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (10) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。